

平成25年7月9日
港湾局産業港湾課

「平成25年度 特定港湾施設整備事業基本計画」について

1. 概要

港湾整備促進法に基づく、「平成25年度 特定港湾施設整備事業基本計画」について、本日閣議決定されましたので公表いたします。

なお、特定港湾施設整備事業は、港湾管理者が地方債（公営企業債）により資金を調達し実施する事業であり、会計年度ごとに基本計画を閣議決定することにより、政府資金が融通されるものであります。

2. 閣議決定日

平成25年7月9日（火）

問い合わせ先

国土交通省 港湾局 産業港湾課 渡辺 竹内

TEL:03-5253-8111 (内線46-452 渡辺)
(内線46-453 竹内)

03-5253-8672 (直通)

FAX:03-5253-1651

平成25年度 特定港湾施設整備事業基本計画について

本基本計画は、港湾整備促進法に基づき、特定港湾施設整備事業に要する費用に充てる資金調達を円滑に行えるようにするため、国土交通大臣が会計年度ごとに、交通政策審議会の議を経て定め、内閣の承認を求めるとされている。

内閣の承認を得た基本計画に基づいて行う特定港湾施設整備事業に対し、政府は必要な資金の融通に努めることとなる。

○ 平成25年度 特定港湾施設整備事業基本計画

施設名	単位	数量	事業費 (百万円)	港 名
上屋	棟	36	4,019	千葉、敦賀、田子の浦、四日市、舞鶴、 大阪、堺泉北、北九州、鹿児島、 那覇、石垣、中城湾 (以上12港)
荷役機械	基	24	3,415	八戸、酒田、千葉、清水、四日市、 大阪、堺泉北、水島、呉、徳山下松、 三田尻中関、高松、今治、北九州、博多、 大分、那覇 (以上17港)
ふ頭用地	千㎡	675	13,342	苫小牧、函館、八戸、大船渡、仙台塩釜、秋田、 酒田、小名浜、相馬、茨城、鹿島、千葉、 木更津、新潟、七尾、金沢、清水、三河、阪南、 東播磨、境、水島、広島、呉、下関、徳山下松、 岩国、三田尻中関、宇部、坂出、高松、高知、 北九州、博多、苅田、伊万里、長崎、厳原、 大分、津久見、佐伯、臼杵、細島、鹿児島、 川内、那覇、平良、中城湾 (以上48港)
港湾機能施設整備事業 小計			20,776	
都市機能 等用地	千㎡	734	14,164	釧路、函館、茨城、清水、四日市、大阪、阪南、 堺泉北、尼崎西宮芦屋、鳥取、浜田、水島、 広島、粟津、徳島小松島、高松、高知、北九州、 博多、苅田、佐世保、志布志、平良、中城湾 (以上24港)
工業用地	千㎡	358	2,262	石狩湾新、高松、宿毛湾、北九州 (以上4港)
臨海部土地造成事業 小計			16,426	
合計			37,202	

○ 特定港湾施設整備事業とは

特定港湾施設整備事業は、地方債を充当して行う次の二つの事業で構成される。

① 港湾機能施設整備事業

港湾整備事業（公共事業）による岸壁等の基本施設の整備に対応して、港湾の機能を効率的に発揮させるために必要な上屋、荷役機械、ふ頭用地等を整備するものである。

② 臨海部土地造成事業

港湾における輸送活動を支援する港湾関連用地、一般的都市機能の用に供する都市機能用地や交通機能用地などの都市機能等用地及び地域の産業開発に資する工業用地を造成するものである。

特定港湾施設整備事業 概念図

